

介護予防・生活支援サービスの見直しに係る説明会 Q&A

【総合事業訪問介護】

No	スライド No	質問	回答																														
1	32	従前相当サービスの利用対象者は従前どおりについて詳しく教えてほしい。また、その単位数も確認したい。	<p>従前相当サービスの利用対象者は以下のとおりです。</p> <p>・適切なケアマネジメントを通じ、次に掲げるいずれかに該当するケース</p> <p>①身体介護を含む訪問サービスが必要なケース</p> <p>②身体介護はないが、次のような訪問介護員による専門的対応が必要なケース</p> <p>ア認知機能の低下などによる専門的対応が必要な場合</p> <p>イ退院直後などで状態に応じた専門的な対応が必要な場合</p> <p>単位数(R6.4～)は以下の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本サービス費</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td colspan="2">1月あたり</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>週1回程度</td> <td>1,176 単位</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>週2回程度</td> <td>2,349 単位</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>週2回を超える程度</td> <td>3,727 単位</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">1回当たり</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>標準的な訪問型サービス</td> <td>287 単位</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>20～45 分の生活援助中心</td> <td>179 単位</td> </tr> <tr> <td>VI</td> <td>45 分以上の生活援助中心</td> <td>220 単位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短時間の身体介護</td> <td>163 単位</td> </tr> </tbody> </table>		基本サービス費	単位数		1月あたり		I	週1回程度	1,176 単位	II	週2回程度	2,349 単位	III	週2回を超える程度	3,727 単位		1回当たり		IV	標準的な訪問型サービス	287 単位	V	20～45 分の生活援助中心	179 単位	VI	45 分以上の生活援助中心	220 単位		短時間の身体介護	163 単位
	基本サービス費	単位数																															
	1月あたり																																
I	週1回程度	1,176 単位																															
II	週2回程度	2,349 単位																															
III	週2回を超える程度	3,727 単位																															
	1回当たり																																
IV	標準的な訪問型サービス	287 単位																															
V	20～45 分の生活援助中心	179 単位																															
VI	45 分以上の生活援助中心	220 単位																															
	短時間の身体介護	163 単位																															
2	31	生活援助のみの算定は可能か	<p>総合事業訪問介護の利用対象者は、介護予防サービス計画に身体介護が含まれている方であることが前提となります。</p> <p>よって、総合事業訪問介護における生活援助型サービスのみを算定することは認められません。</p> <p>介護予防サービス計画に生活援助のみが位置付けられる場合は、従来通り訪問型生活支援サービスを算定してください。</p>																														

No	スライド No	質問	回答
3	32	「標準的サービス」はどういう場合が想定されるか。	1回のサービスの中に、身体介護と生活援助を含むサービス提供を行う場合となります。
4	32	回数算定の各サービスは組み合わせ利用することができるのか。	<p>国の改正の趣旨は、多様なサービスと組み合わせた支援を行うに当たり、選択肢を広げることとなります。そのため回数算定のサービス内で組み合わせたの算定は可能です。</p> <p>なお、月額定額報酬と回数算定の併用はできません。</p> <p>組み合わせる例としては、週2回総合事業訪問介護を利用する際に、週1回買い物同行、週1回掃除のサービス提供を行う場合、週1回標準型サービス(回数)、週1回を生活援助型サービスと算定することは可能であると考えます。</p>
5	37	<p>担当者会議で、週2回の支援が必要であり、訪問型サービスⅡで設定したが、本人の拒否等で支援に週1回程度しか入れなかった場合、いつまでⅡで請求を続けてよいのか。</p> <p>またⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳで月によって切り替える際に切り替えるごとにアセスメント→担当者会議→プラン変更が必要か。</p>	<p>ご質問の様に本人の拒否等で月により支援の頻度が変わる場合は、1回当たりの算定を選択することも可能です。</p> <p>なお、サービス提供の程度の変更に関しては、「計画作成担当者と十分な連携のうえ、翌月の支給区分から、ケアプラン及び訪問型サービス計画が定められることとなる」とあることから速やかに翌月からサービス提供の程度の変更を行うことが適当と考えます。</p> <p>担当者会議については、以下の規定のとおり利用者の状態像の変化等が生じた場合に開催することとされており、状態像の大きな変化がなく、サービスの提供の程度等を変更する場合は、軽微な変更の取扱いの範囲で対応していただくものと考えます。</p> <p><b>【サービス担当者会議】</b></p> <p>次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>イ要支援認定を受けている利用者が法三十三条第二項に規定する要支援更新認定を受けた場合</p> <p>ロ要支援認定を受けている利用者が法第三十三条の二第一項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p>

No	スライド No	質問	回答
6	41	短時間サービス(20分未満の身体介護)はどのようなものか  (つづき)	20分未満の身体介護については、排泄介助、体位交換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって定期的に必要な短時間の身体介護が想定されています。 本人の安否確認や健康チェック、声掛け等のサービス提供の場合は算定できません。
7	41	1日に2回以上、午前中にVでサービスに入り、午後、時間を空けて20分未満の身体で2回訪問し、支援に入ることも可能でしょうか。 また、上記の様にVと20分未満の身体介護、VIと20分未満の身体のみでの支援も可能か。	訪問型サービスにおけるサービス提供については、利用者の状態像(事業対象者・要支援認定者)からも1日1回までのサービス提供が適当であると考えます。
8	41	訪問型サービスV、VIについては、訪問型サービスIVとの組み合わせで算定するものと考えてよいか。短時間の身体介護(20分未満)はその必要がある場合、単独で算定することが可能か。	短時間の身体介護(20分未満)はその必要がある場合、単独で算定することは可能であり、必ずしもV・VIと組み合わせで算定するものではありません。 1回のサービス提供において身体介護と生活援助を提供する場合は「標準的なサービス」を算定してください
9	41	標準的な訪問型サービスの提供について、計画上週2回を超える程度のサービス位置づけを行った際に13回までは提供回数が可能とのことだが、13回提供の場合は、週2回を超える程度の上限值3727単位の月額報酬の請求という解釈でよろしいか。また、月によっては12回提供の際も想定されるが、その際は、月額請求又は回数請求どちらを選択しても可能という解釈でよろしいか。	【訂正】 計画上、「標準的なサービス」を週2回を超える程度で位置付けられた場合の回数の上限は12回(3,444単位)となります。  月額包括報酬とするか回数算定とするかは計画に位置付ける際に選択していただくため、実績により変更するものではありません。

No	スライド No	質問	回答
10	41	これまで同様、5週の月は月額請求、4週以下の利用の月は回数請求時に実績で計画を変更することは可能か。	<p>今回の改正により、サービスの提供頻度、提供時間などについては個別サービス計画書に位置付けられたものが報酬算定の基本となります。</p> <p>回数算定の場合は実績により請求をかけることが可能ですが、包括報酬を選択する場合は、利用回数が1回であれ、最大回数であれ月額の報酬を請求していただくこととなります。</p>
11	41	月内で標準的サービスと生活援助中心のサービスのどちらも利用した場合、標準型サービスと同様に月額報酬・回数算定いずれかの選択が可能か	<p>回数算定のみであれば、組み合わせでの利用は可能となりますが、月額包括報酬については、訪問型サービス内の併用は認められません。</p>
12	33	複数の要支援者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合について、今回の改正での変更点を知りたい(利用する場合のルール等)	<p>ご質問に該当するサービスは生活援助中心サービスかつ回数算定の場合適用できるものとなります。</p> <p>二人分の調理や買い物、共有部分の掃除等の支援を行う際には利用者双方が居宅に滞在していることが前提となります。</p> <p>同一世帯の複数の要支援者へ同一時間帯に生活援助サービスを提供する場合には、利用者負担を考慮し、生活援助サービスについて適宜按分して、どちらか一方にまとめて算定することが望ましいです。</p> <p>その場合に双方に必要な標準的なサービスの提供時間を算出したうえで、世帯として必要な所要時間を曜日単位、週単位など双方のサービス提供回数に応じて適宜、月の中で按分し、報酬算定の根拠となる訪問型サービス計画を作成してください。</p> <p>なお、要支援と要介護の場合、2人分の調理や買い物、共有部分の掃除などの夫婦両方に共通する生活援助サービスは、必ずしも要支援者のサービスとして寄せず、夫婦按分で提供することが望ましいです。</p> <p>また、報酬の根拠となる訪問型サービス計画との整合性を図るため、妻のサービス提供記録の中に夫の様子などの記録を残すようにしてください。反対に夫の請求にまとめる場合は、先と同様に夫の記録の中に妻の様子などの記録も残すようにしてください。</p>

【総合事業通所介護】

No	ｽﾗｲﾄﾞ No	質問	回答																		
13	33	もともとサービスを入院前に組み込んだ訳ではなく、デイの利用中～帰宅後に体調不良等で入院になった場合は算定できると考えてよいか。	通所型サービスについては入所(入院)日、退所(退院)日に、計画的に位置づけることは適切ではないとされたものであり、質問の場合においては、算定可能だと考えます。																		
14	46		<p>【修正】</p> <p>令和6年4月1日からの単位数の記載に誤りがありましたので修正をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(正)                      (誤)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>区分</th> <th>所定単位数</th> <th>所定単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要支援1・事業対象者</td> <td>2時間から4時間</td> <td>285単位</td> <td>285単位</td> </tr> <tr> <td>4時間以上</td> <td><b>293単位</b></td> <td><b>304単位</b></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要支援2</td> <td>2時間から4時間</td> <td><b>304単位</b></td> <td><b>293単位</b></td> </tr> <tr> <td>4時間以上</td> <td>313単位</td> <td>313単位</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	所定単位数	所定単位数	要支援1・事業対象者	2時間から4時間	285単位	285単位	4時間以上	<b>293単位</b>	<b>304単位</b>	要支援2	2時間から4時間	<b>304単位</b>	<b>293単位</b>	4時間以上	313単位	313単位
対象	区分	所定単位数	所定単位数																		
要支援1・事業対象者	2時間から4時間	285単位	285単位																		
	4時間以上	<b>293単位</b>	<b>304単位</b>																		
要支援2	2時間から4時間	<b>304単位</b>	<b>293単位</b>																		
	4時間以上	313単位	313単位																		